

指定・許可・更新及び変更届に係る届出について

1. 指定更新について

介護保険事業者の指定について、6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。

○更新手続き

指定の有効期間満了日の2ヶ月前の該当月中において、更新申請の受付を実施します。

例：有効期間満了日 令和8年11月30日の場合

受付期間 令和8年9月1日～令和8年11月30日

○申請窓口

八幡市役所 高齢介護課

○申請書類

各サービスの更新に係る様式等一覧をご確認下さい。

2. 介護保険事業者指定事項変更届出について

○変更手続き

原則変更日から10日以内に提出ください。

※運営規程の「従業員の員数」の変更については、その都度ではなく、毎年4月1日に変更の届出を行っても差支えないものとします。

※なお、「従業員の員数」につきまして、「〇〇人以上」という記載を可能としております。この記載とした場合、従業員の員数に変更があっても「〇〇人以上」という運営規程の記載内容を満たしている限り、員数の変更に係る変更届の提出は不要です。

○申請窓口

八幡市役所 高齢介護課

○提出書類

各サービスの変更に係る様式等一覧をご確認下さい。

3. 文書負担軽減に係る取組について

○押印及び原本証明の見直し

提出書類については、基本的には押印を求めない。

付表や添付書類への押印は原則不要。添付書類への原本証明は原則求めない。
(介護保険最新情報 Vol.955 令和3年3月30日付)

○電子申請届出システムの活用について

厚生労働省が運用する電子申請届出システムを用いた電子申請の受付を開始しています。積極的に電子申請を活用していただきますようお願いします。

■電子申請届出システムで受付可能としている届出は

- ①変更届出書
- ②更新申請
- ③加算届

電子申請届出システムの操作方法、GビズIDについては、八幡市ホームページ【指定・更新】居宅介護支援事業者の指定・更新について【1】電子申請届出システムによる電子申請(ID:4948)をご参照ください。

電子申請届出システムホームページ(ヘルプ-操作マニュアル)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

GビズIDについて

<https://gbiz-id.go.jp/top/>